

千葉市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第48号

千葉市水道給水条例の一部を改正する条例

千葉市水道給水条例（昭和50年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「者（）」の次に「法第25条の3の2の規定により指定の効力が失われた者を除く。」を加える。

第9条第1項及び第2項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表第3の表中「指定を受けようとする者」の次に「又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。